

令和 6 年

国見町議会会議録

第 6 回 臨時会

令和 6 年 10 月 15 日開会

令和 6 年 10 月 15 日閉会

国 見 町 議 会

令和6年第6回（10月）国見町議会臨時会会議録目次

応招告示	1
応招、不応招議員	2

第1号（10月15日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
遅参及び早退議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	4
本会議に出席した事務局職員	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
議案の上程（承認第2号～議案第75号）	6
町長提案理由の説明	6
承認第2号 専決処分の承認を求めることについて	6
議案第75号 国見町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	7
町長挨拶	18
閉議及び閉会の宣告	18

国見町告示第 9 6 号

令和 6 年第 6 回国見町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和 6 年 1 0 月 8 日

国見町長 引地 真

記

1. 期 日 令和 6 年 1 0 月 1 5 日

2. 場 所 国見町議会議場

3. 付議事件

(1) 専決処分の承認を求めることについて

(2) 国見町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

応招不応招議員

- ・ 応招議員（10名）

1 番 佐藤多真恵君	2 番 菊地勝芳君	3 番 佐藤孝君
4 番 （欠番）	5 番 蒲倉孝君	6 番 八巻喜治郎君
7 番 宍戸武志君	8 番 山崎健吉君	9 番 （欠番）
10 番 小林聖治君	12 番 松浦常雄君	13 番 （欠番）
14 番 佐藤定男君		

- ・ 不応招議員（1名）

11 番 渡辺勝弘君

令和 6 年第 6 回国見町議会臨時会議事日程（第 1 号）

令和 6 年 1 0 月 1 5 日（火曜日）午前 1 0 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 5 議案第 7 5 号 国見町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

・出席議員（１０名）

１番 佐藤多真恵君	２番 菊地勝芳君	３番 佐藤孝君
４番 （欠番）	５番 蒲倉孝君	６番 八巻喜治郎君
７番 穴戸武志君	８番 山崎健吉君	９番 （欠番）
１０番 小林聖治君	１２番 松浦常雄君	１３番 （欠番）
１４番 佐藤定男君		

・欠席議員（１名）

１１番 渡辺勝弘君

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 引地真君	副町長 佐藤克成君
総務課長 澁谷康弘君	企画調整課長 大勝宏二君
税務課長 佐藤光男君	住民防災課長 榊英則君
ほけん課長 佐藤温史君	福祉課長 黒田典子君
産業振興課長 佐藤智昭君	農業委員会 農事務局長 佐藤智宏君
建設課長 村上幸平君	上下水道課長 穴戸浩寿君
会計管理者兼 会計課長 阿部善徳君	教育総務課長 大勝晴美君
教育施設課長 中條伸喜君	生涯学習課長 小野笑子君

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事務局長 実沢隆之君	書記 八島章君
書記 豊野好洋君	書記 木村恒夫君
書記 丹治琴音君	

◇開会の宣告

議長（佐藤定男君） おはようございます。

ただいまの出席議員は１０名であります。定足数に達しておりますので、これより令和６年第６回国見町議会臨時会を開会いたします。

（午前１０時００分）

◇

◇

◇

◇開議の宣告

議長（佐藤定男君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、渡辺勝弘議員より、病氣療養のため本日の臨時会を欠席する旨、届出がありましたので、ご報告いたします。

◇

◇

◇

◇会議録署名議員の指名

議長（佐藤定男君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定により、１２番松浦常雄君及び１番佐藤多真恵君を指名いたします。

◇

◇

◇

◇会期の決定

議長（佐藤定男君） 日程第２、会期決定の件を議題といたします。

おはかりいたします。

本臨時会の会期は、本日１日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤定男君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日１日と決しました。

なお、本臨時会にあたり、町長及び関係職員に対し、あらかじめ出席を求めていますので、ご了承願います。

◇

◇

◇

◇諸般の報告

議長（佐藤定男君） 日程第３、諸般の報告を行います。

議会関係について、事務局長より報告させます。議会事務局長。

議会事務局長（実沢隆之君） 議会関係についてご報告いたします。

令和６年第５回議会定例会以降、現在までの議会活動は、お手許に配付の議員活動報告書のとおりであります。

本臨時会に、町長より別紙議案提出書のとおり承認１件、議案１件が提出され、受理いたしました。

以上、ご報告いたします。

議長（佐藤定男君） 以上で、諸般の報告を終わります。

◇

◇

◇

◇議案の上程（承認第２号～議案第７５号）

議長（佐藤定男君） 書記に議案提出書を朗読させます。朗読。

（書記 議案提出書を朗読）

◇

◇

◇

◇町長提案理由の説明

議長（佐藤定男君） 町長より提案理由の説明を求めます。町長。

町長（引地 真君） 令和６年第６回国見町議会臨時会を招集したところ、議員の皆様には出席をいただきありがとうございます。

本臨時会には、当面する緊急で重要な案件を提案しました。

それでは、本臨時会に提出した議案について、その概要を申し上げます。

承認第２号「専決処分の承認を求めることについて」は、衆議院議員総選挙に係る経費について、一般会計補正予算の専決処分をしたことについて、地方自治法の規定に基づき、議会の承認を求めるものです。

議案第７５号「国見町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例」は、高規格救急自動車研究開発事業について、町が設置した事務適正化第三者委員会及び議会が設置をした百条委員会は、事務手続の問題点を指摘し、再発防止策を提案していること、また、職員の懲戒処分等に至ったことからこの事業の業務手続に瑕疵はなかったとしていたこれまでの町の考え方を改め、瑕疵があったとし、さらに、町長の責任の果たし方は、第三者委員会の報告書が町に提出された後にその内容を精査して判断すると申し上げていたことから、今回の結果の責任を重く受け止め、この責任を果たすため、町長、副町長の給与の減額について議会の議決を求めるものです。

今後は、残り少ない任期ですが、再発防止策の策定、対応の徹底を図り、同じ轍を踏まぬよう万全のルールづくり、システムを構築することで、町に対する信頼回復に努めていくことといたします。

今回の件は、町長として深く反省すべきことで、全ての町民の皆さん、そして、議会の皆さんには改めて心からおわびを申し上げるとともに、生涯、片時も改心を怠らないことといたします。申し訳ありませんでした。

以上、提案理由の趣旨を申し上げましたが、議案の内容は、審議に先立ち、関係課長がそれぞれご説明いたしますので、慎重審議の上、速やかにご議決くださるようお願いし、提案理由の説明といたします。よろしくお願いいたします。

議長（佐藤定男君） 以上で、町長提案理由の説明は終わりました。

◇

◇

◇

◇承認第２号 専決処分の承認を求めることについて

議長（佐藤定男君） 日程第４、承認第２号「専決処分の承認を求めることについて」の件を議題といたします。

本案件について説明を求めます。総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） 承認第２号、専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長（佐藤定男君）　これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

議長（佐藤定男君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

議長（佐藤定男君）　討論なしと認めます。

これから承認第2号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

議長（佐藤定男君）　起立全員です。

したがって、承認第2号は原案のとおり承認することに決しました。

◇

◇

◇

◇国見町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

議長（佐藤定男君）　日程第5、議案第75号「国見町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。総務課長。

総務課長（澁谷康弘君）　議案第75号、国見町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長（佐藤定男君）　これから質疑を行います。質疑ありませんか。

蒲倉　孝君。

5番（蒲倉　孝君）　質問させていただきます。

町長、また議会で議決をもらったとかということで、町民の方々に説明するつもりなんではないですか。それも任期期間中に説明をすると今説明ありましたけれども。この選挙のタイミングで、また、今頃になって謝罪ですか。選挙のためのご機嫌取りですか。町長、責任の取り方ちょっと間違っていないですかね。残りが少ないにしても、町長は辞任して、その職務を副町長が代行して責任を果たすとかいう考え方にはならないんですか。

議長（佐藤定男君）　町長。

町長（引地　真君）　お答えします。

この問題が発覚をしてからずっと引地は、私としては、この責任、二度とこういったことが起きないように対応策をまず考えなければならないということで、今年の4月には住民説明会を町内各所で開催をしました。そこで、町民の皆さんから意見をいただいております。その中で第三者委員会的なその外部の方々から成る委員会で検証してもらったらいかがかという意見もいただいておりますので、その意見について共感をしたために第三者委員会を設置をしました。それで、この設置をした際に、事務手続についての検証をお願いしています。また、そこで今回指摘をされ

た事項がございますけれども、その指摘をいただいた事項、当然これは議会の百条委員会からもいただいております。そのいただいた指摘、あるいは改善点、これは辞職をすることでその責任を果たすというその選択肢もあるとは思いますが、町長として、決裁権者として、しっかりとその対応策を考える、今回の問題の原因は一体どこにあったのか、また、その原因がなぜこういった問題に発展していったのか、そういったことをつまびらかにする、その陣頭指揮を執るべきは、やはり決裁権者の町長であると判断をしたために、辞職はせずに今日に至っています。責任の果たし方は確かに、議員おっしゃるように辞めるという選択肢も当然ありますが、自分としては辞めるという選択肢ではなくて、解決策をまず構築をするということ、これがまず一番大事なことなんだろうと判断いたしました。

私が町長に就任をした際に、課税誤りがございました。固定資産税の課税誤りが二十数年にわたって過大に納めていただいていたという、そういった問題がございました。その問題が発覚をしたのは私が町長に就任する前のことでした。そのときの判断がどういったことなのかは知る由もありませんけれども、きちんとした対応が前任の町長の際に取られていなかった、引継ぎを受けた際にもその項目については出ていなかった、そういったことを考えたときに、自分の任期中に発生したその問題であるならば、なおさら、自分の任期中にある程度の形にしておくべきものであろうという思いが強くございましたので、今日まで辞職をせずに町長職を務めているということです。

ただ、反省をすべきことはご指摘いただいているとおりにたくさんございましたので、それが今回の問題の原因、それが究明されているといったことでもありますから、その究明された問題、課題、これの対応策をしっかりと。確かに、議員おっしゃるとおり任期は残りは少ないんですが、決して、議員がおっしゃるような選挙のための取り組みということには取っていただかないほうが自分としてはありがたいと思っていますし、そういった思いは毛頭ございません。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 蒲倉 孝君。

5 番（蒲倉 孝君） 今説明は受けましたけれども、1 か月で何ができるんですか。残り1 か月で改善策何するんですか。次の方に譲ったほうがいいと思うんですよ、そういうのはね。なので、責任はまず果たして、それで、選挙に臨んだらどうなんですか。

議長（佐藤定男君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

直ちに辞職をとということでしょうか。であるならば、先ほど申し上げたとおり、自分の考え方というのは、申し上げたとおり、きちんと任期中に責任を果たす。確かに、対応策といったものは今すぐ取ることでできる対応策といったものもあります。というのは、既に策定をされている要綱であったり、規則であったり、これをしっかりと厳格に守るというその意識を、職員に、我々も含めて、特別職も含めて、きちんとその認識をするということであれば、考え方を改めるというか、これまでのその事務の

手続の仕方をもう一度見直して、ルールどおりにそれに沿って事務を進めるというその意識づけというのは、残りは少ないかもしれませんが、それは直ちにできることでもあると思います。ただ、若干時間がかかる対応策といったものもあると思います。これは、先週ですかね、基本的な町の考え方を議会のほうに説明いたしましたけれど、あれもまだ確定ではないところもございます。であれば、当然時間を要するものもありますが、全て時間を要するものばかりではなくて、直ちに着手できるものもございますので、そういったものをしっかりと、我々特別職も含めて、職員一同再認識するというその思いを一致させるということは可能だと思っています。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 蒲倉 孝君。

5 番（蒲倉 孝君） ほかの議員の皆様も言いたいことがいっぱいあると思いますので、そろそろ質問はやめますが、今回のその減給のことに關しては認めるわけにいけないので、私個人としては反対をさせていただきますので、終わります。

議長（佐藤定男君） ほかに質疑ありますか。

山崎健吉君。

8 番（山崎健吉君） 私のほうから、今、瑕疵はないということで、初めて今日、おわびというか謝ったんですけれども、一貫して町長は瑕疵はなかったとこういうふうにしてきました。であれば、職員数名が懲戒処分受けているわけですよ。救急車開発事業は、町長からの業務命令なんです、これね。だから、職員は、救急車開発問題にたとえ異論があったとしても、職員はやらなければならない、これは町長も職員のときにそういうようなこと経験していると思いますけれども、職員は忠実に町長の命令を実施したまです。そこで今、職員は処分を受けているわけなんですけれども、要するに今になって初めて町長は瑕疵はなかったとこういうお話をしていますけれども、ごめんなさい。瑕疵はあったということを言っているわけなんですけれども、この辺について町長は職員に対してどういうふうなお話しをしているか、ちょっと教えてください。

議長（佐藤定男君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

やはり、責任の取り方ということにもなろうかと思いますが、住民説明会であったり、あるいは議会のこれまでの質疑の際に、最終的なその責任というのは当然町長にあると話をしておりましたし、その責任は回避をしないということもお話をしておりました。ただ、この言葉というのは決して万能ではないんだと思っています。蒲倉議員からもお話があったとおり、辞職というのもその責任の取り方の一つであろうと思っていますけれども、ただ、この最終的な責任は町長にあるという言い方を強くすればするほど、どうもこの職員がやったことで、直接的に町長は責任はないのではないかというふうな捉え方をされかねないというふうな思いも持っております。決してそうではないのですが、何かこう、町長として弁明をしまっているように捉えられかねないような気がいたしますので、ここのところはちょっと、そうではない

と再度申し上げたいのですけれども、瑕疵がなかったかあったかということ、百条委員会で証人喚問をされた際に瑕疵はなかったというお答えを私はしておりました。ただそれ以降、SNSの問題、メッセージンググループの問題であったりいろいろなものが百条委員会の調査で発覚をしておりました。

また、そういったその議会と町のそれぞれの委員会が指摘をしているというこの事実、問題点はここにあったと、であれば、これを改善すべきだという指摘をいただいたこと、これを町長として冷静にという言い方ではないでしょうかね、客観的にもう一度振り返ってみたときに、結果的には職員の懲戒処分というところまでいってしまいましたので、決して瑕疵がなかったと、この時点で言えるものではないと判断をいたしました。その判断が遅いということをおっしゃられるかもしれませんが、現時点では、先ほどの提案理由の説明の中でもお話をしたとおり、現時点ではこの事務手続に瑕疵はあったと認めなければならないそういった事実が、今回のそれぞれの委員会の中で指摘をされたと捉えております。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

8 番（山崎健吉君） 瑕疵があったということについてのあれなんですけれども、大分遅かったと私も思っております。でなかったら、ここまで長引く必要はなかったなと私も思っていますけれども、次のあれなんですけれども、今度21日から25日まで説明会をやるということで、先ほどは蒲倉議員の中にも若干お話があったんですけれども、この中に第三者委員会のメンバーがきちんと入っていろいろ説明するのか、その辺についてちょっとお伺いしたい。

議長（佐藤定男君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

21日から25日にかけてのその説明会では、第三者委員会と、あとは百条委員会から指摘をされているその改善点、こういったところは改めるべきだという提言をいただいておりますので、その提言に対して現時点での町の考え方を説明をしたいと考えています。第三者委員会の委員が、その場に同席をするということは町としては考えておりません。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

8 番（山崎健吉君） そうすると、第三者委員会がないということで説明をするわけですから、誤解のないようにきちんと説明をしていただきたいと思います。それからもう一つ、町長本人ですね、前に上りますけれども、この救急車事業、本当にこの町としての取り組みは正しかったのかと、やり始めてよかったのかということについてちょっとお話しいただきたい。

議長（佐藤定男君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

結果的にこういった事態になってしまいましたので、高規格救急自動車研究開発事

業というのは中断というか、しておりませんので、結果的にどうかと言われますとなかなか難しいところはあるかもしれませんが、ただ、反省をすべきところは多々あったと。今回のこの事業の取り組みの方法あるいは、手続の方法については町としては指摘をいただいているとおりに反省すべきところはたくさんあったのだと思っています。ただ、その事業そのものについて、こういった事態にならなかったと仮定した場合に、当初町が目的としていた防災に関連する新たな産業を町のほうに創出をするということ、これがかなうような事業であったのではないかという思いはやはりどこかにはございます。

ただ、結果的にそれが実現しなかったということではありますけれど、町に産業、あるいは新たな雇用を生み出す場を設けるということは、これからも町としては続けていかなければならないことだとは思っております。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） ほかに。

宍戸武志君。

7 番（宍戸武志君） 私、この 4 年間ですね、町長とは同期なので、4 年間ありがとうございました。また、貴重なご忠告、さらに時として厳しいご指導ありがとうございました。

さて、今回の処分、まずは職員の処分ですね。この処分については山崎議員と若干重複するか分からないんですけれども、職員は地位、職務、何ら処分を受けるべき立場ではないのではないのかなと私は思います。よく、町長は職員が業務の不適切な処理を行ったということにより処分をしたということなんですけれども、それは不適切な処理もし行われてあれば、無理な計画だったんですよ、最初から。それで、省みれば、私はこの問題についてはよく練られたスキーム、これワンテーブル社が多分つくったスキームを内閣府総務省が認めた、合致した、スキームという形で、よく練られたスキームだと思います。これを町、まずは町長に持ってきてどうですかと。お互いウィン・ウィンの関係になりましょうや、ということで始めた事業であると思います。この事業計画は、ワンテーブル社が多分つくっていると思います。そのワンテーブル社の事業計画の一つが国見町のこの事業計画であります。ですから、町としては詳細な事業計画はつくっていないと。これはボトムアップ、下から上げた事業計画でなく、トップダウンの事業計画、無理な事業計画だと思います。この証拠には 9 月の臨時会だと思うんですけれども、私分からなかったんですけれども、企業版ふるさと納税、このスキームについて、企画調整課長が答えられないという事態がありまして、これを副町長が答えたということで、よく事業計画、町の課長さえも若干理解していなかったスキームだと思います。

議長（佐藤定男君） 宍戸議員、質問の中身に入ってください。

7 番（宍戸武志君） これはワンテーブル社と町長の間の行為、これが計画に沿って職員の方が忠実に職務を遂行しただけで、何ら職員の方については落ち度はないというか、忠実にやった結果が、ここにあるように、不適切な処理を行ったという形で処分をさ

れたということだと思います。これは、元は全て町長とワンテーブル社。何がいけなかったかという、町を舞台にした金もうけですね、ワンテーブル社。その舞台を提供した、それが執行部であり町長であると思います。その責任の取り方ですね、ここに載ってあるんですけども、どういう形でこういう責任の取り方のこういう内容になったか経緯をお話お願いしたいなと思います。

議長（佐藤定男君） 町長。

町長（引地 真君） この、町長、副町長の責任の取り方の決定過程ということでしょうか。それとも、その職員の懲戒処分の過程についてのご質問でしょうか。

議長（佐藤定男君） 宍戸君。

7 番（宍戸武志君） 私は、職員の懲戒処分については、何ら議員は感知できないということで、自分たちの処分、どういう経緯でこういう処分に至ったか、理由をお聞きしたいなと思います。

議長（佐藤定男君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

これも先ほどの冒頭の提案理由の説明の中でもお話をしたことではございますけれども、まずそれぞれの委員会が今回のこの高規格救急自動車の研究開発事業についての問題点を指摘をされております。そして、その問題点を基に改善点、提言という形でいただいております。このこともまず一つ、町長、副町長の給与の減額の理由でもあります。そしてさらに、職員の懲戒処分を行わなければならなかった事態を招いたこと、そして、町民の皆さんに不安や、あるいは町政への不信、これを招いたこと、こういったことを鑑みた上で、今回、町長、副町長の給与の減額という判断に至ったということです。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 宍戸武志君。

7 番（宍戸武志君） 私、そういうこと聞いているのではないです。一番初めの事業計画、これは町長とワンテーブル社の事業計画、それが元でこのような経緯をたどったと思います。その責任を、私はどのように考えているのかお聞きしたいなと思います。

議長（佐藤定男君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

今回のこの高規格救急自動車研究開発事業を決定したのは確かに決裁権者の町長ではありますけれども、その決裁に至るまでの間、トップダウンでこの高規格救急自動車研究開発事業を進めるようにとそういった指示をしたことはございません。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 宍戸武志君。

7 番（宍戸武志君） 最後になりますけれども、陰の提案者、それが町長、自分で決裁をしたということに私はこの問題は尽きると思います。

以上です。

議長（佐藤定男君） 町長。

町長（引地 真君） ただいまのご意見でございますが、再度申し上げます。そういった事実はございません。

議長（佐藤定男君） ほかに。

八巻喜治郎君。

6 番（八巻喜治郎君） 6 番八巻です。

ただいま、議案第 75 号に関する私の質問ですが、過去を振り返ると、高規格救急自動車開発事業については、今まで瑕疵はないと言ってきたんです。そう答弁していましたが、今回初めて瑕疵があると認めたわけです。町長自らが今回の第 6 回臨時議会で瑕疵を認めたわけです。しかし、その疑義を、今までもう約 2 年間、瑕疵がなかったと言ってきたわけです。

そこで、私の 2 つ質問ありますが、まず 1 つ目は、私は町議会議員として町民の代表の代弁者として、初めて今回瑕疵があったと認めたことについては、今まで瑕疵がないと説明を受けていた町民にとっては、大変重要な問題であります。そこで、これは 4 人もの職員が処分されているわけです。したがって、リスクマネジメント、国見町の危機管理について、今後、全職員にリスクマネジメントの自覚を、今までの誤りをどのように質して研修し、業務運営に浸透させていくのか、お伺いします。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） 八巻議員のご質問にお答えいたします。

今後どうしていくのかというところでございますが、先般もちょっとご紹介をさせていただきました第三者委員会のほう、いわゆる再発防止策、それから議会のほうの特別委員会の提言ということに対する町の対応ということでご説明をさせていただいたところですが、その中にもありますとおり、現在も既に仕組みとしてあるものもございしますが、やっぱりなかったものもございします。なかったものや、それから、できていなかったものがございします。これらについて今回対応としてまとめさせていただきました。特にその中では、政策決定のためのプロセス、この事業に関しては明確になっていなかったということでございますので、そういったところを明確化していくと、それから、事業の運営に関しての部分、いわゆるその文書でありますとか情報の部分ですね、こういったところについてのその事業の運営に関しての部分、それから研修の在り方、特別職も含めた職員の研修の在り方、この辺もやはりなかなかできてこなかった、いわゆる外部の研修にだけ頼ってきた部分もございました。そういったところを含めて、対応策としてまとめさせていただいたところでございます。

また、さらにそれらをいわゆる第三者的機関に監視をしていただく、いわゆる検証をしていただく、そんなところについても仕組みについて考えたところでございまして、これらの対応がいわゆるきちんと確実になるまでその第三者の目からいろいろ指導をいただき、町のほうでももちろん検証しつつ、第三者のそういった意見もいただきながら対応をしていきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 八巻喜治郎君。

6 番（八巻喜治郎君） ありがとうございます。やはり、町民から信頼される国見町の職員であってほしいと思うから、質したわけです。

2 つ目ですが、瑕疵があったということは、業務上で不適切な行動や処置があったわけです。そして、私は町民の代表者でありますから、国見町の信用及び信頼性を著しく低下させました、この、我々国見町全町民に対する反省、また、その責任についてはどのように考えているのか、言い訳は要りません。コメントをお願いします。

議長（佐藤定男君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

今回の町長、副町長としての責任の取り方として、今回、議案を提出をしております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） ほかに質疑ありますか。

松浦常雄君。

1 2 番（松浦常雄君） 町長は、この救急車問題について昨年の町民説明会だけでなく、議会の百条委員会においても一貫して町に瑕疵はないと明言してきました。

しかし本日、初めて瑕疵があったと認めました。その責任として、自らを減給処分としましたが、この、認めることが遅過ぎたのではないかと。議会でも、前からそのことを指摘していたのに瑕疵はないと言い続けてきました。また、その処分の責任の取り方は、あまりにも軽過ぎるのではないかと思います。町に対する信用を失墜したこと、町民の町政に対する大きな不信を招いたことを考えれば、1 か月の減給処分です済む問題ではないと思います。議会の百条委員会が示したようにもっと重い責任の取り方があるのではないかと思います。いかがですか。

議長（佐藤定男君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

その責任の取り方というのは、先ほど山崎議員のご質問にもお答えしたとおりです。辞めるというのも一つの責任の取り方、ただ、もう一方で、自分の任期中に発生をした今回の問題でございますので、そのことについてある程度の方向づけをしっかりとつける、その陣頭指揮を町長として執るというそういった責任の取り方もあらうと思いました。確かに、辞職をすることは簡単なことです。そうではなくて、自分の任期中であればこそしっかりとした対応策を構築をしたい、そういった思いが強くあったこと、これはご理解いただきたいと思います。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 松浦常雄君。

1 2 番（松浦常雄君） 残された任期は僅かです。その僅かな期間にしっかりとした対応が取れるとお思いですか。

議長（佐藤定男君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

これも先ほどからお答えをしているとおり、直ちに着手ができる対応策といったも

のもございます。それは当然、この任期中に実施をしていくということがあります。ただ、中には時間を要するものもありますが、ただ、時間の経過で手をこまねていることにはならないので、では、実施のための取り組み、こういったことが必要なのか、規定や規則の改正で済むことなのか、新たな監視機関を設けることがいいのかどうなのか、その検討は当然しなければならないと思っています。その種をまくこと、これも改革の一つだと思っておりますので、ご理解ください。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 松浦常雄君。

12番（松浦常雄君） 残された期間で対応策を見いだすということは、非常に難しいことだと思います。私は、町長が自ら職を辞するのが妥当ではないかと考えます。

以上です。

議長（佐藤定男君） ほかに質疑ありませんか。

佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） 発言しないかと思っていたんですけど、今のやり取りを聞いていて、この場に及んでまだ言い訳しているのかなと思って、実はがっかりしておりました。見方は違うと思いますけれども、それぞれあるかと思いますが、どうも兵庫県の斎藤前知事と国見町長全く同じだと、政治家としての決断ができないと、私はそう今感じておりました。実は国会でも、あるいは県知事のコメントもありますし、政府のいわゆる総務省内閣府でも町に対して調査の依頼がされていると、非常に異例なことでもあります。実は、今日も大手新聞で書かれておりますし、この間、大手の新聞等でもこの問題は報道されています。結局、国見町で起こったこの事件というのは、企業版ふるさと納税の根幹に関わる問題なんですよ。救急車がどうのこうのではないんですね。制度そのもの、もしかするとこの制度がなくなるかもしれない、地方創生、地域を活性化させる一つの政策手段であったこの企業版ふるさと納税がなくなるかもしれないということが、実は今自治体の中で危惧されています。その問題も、ぜひ町長、分かっていると思いますが、改めて認識をしていただきたいと思います。細かいことは言いません。この間、議会の中でもさんざん質問してきました。町長、さっきのSNSの問題で、瑕疵があったことをその時点でも切り替えられるような話をされましたが、実は仕様書作成でも、第三者委員会では、事実上ワンテーブルが主導したとはっきり言っているわけですよ。我々も言っています。それから、納車の問題。契約前につくっているわけだから。これらの問題を全く町のほうでどう調査したか分かりませんが、私の耳には入ってきていません。これだけ大きな問題、町政の混乱を招いた、国見町をおとしめた、要するに失墜させた、この責任は極めて重いです。改めてどう思っているかお聞かせください。

議長（佐藤定男君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

これも同じ答弁になってしまいますけれども、責任の重さというのは町長として実感しておりますから、その責任の取り方の選択、これが、辞職をすることではなく

て、対応策をしっかりと取る、その陣頭指揮を執る、これが町長としての責任の取り方だろうと判断をしたために今日まで町長職を続けております。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3 番（佐藤 孝君） 信用がなくなった、そもそもの最高責任者があなたなわけですね。その方に再構築策をつくる資格はないと私は思っています。そこで、先ほどから職員の処分についてお話があります。職員は生活給です。特別職の報酬とは違います。職員が3か月減給1人、もう1人が1か月生活給をカットですよね。町長は同じ1か月です。任期のことがありますから分かりますけれども、結局、この件に関する町最高責任者のあなたの政治責任というのは、給与月額1か月のカットだけですね。

議長（佐藤定男君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

今日提案をしている議案というのは、その中身でございます。職員の懲戒処分これについては懲戒等審査委員会、あるいはその規則等で規定をされているものに基づいての審査会での答申、これを受けて町長として判断したものです。一方、特別職の町長、副町長に関しては、確かに一月間ではございますけれども、全額という、通常であれば10分の1カットとか何かというそういったことでやるのかもしれませんが、今回は100分の100、100分の50という異例の判断をしたということ。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3 番（佐藤 孝君） その捉え方が我々と全く違うということだけ申し上げておきたいと思います。職員は生活給ですからね。それで、様々この間ありましたけれども、第三者委員会は発足してから2名の委員が辞めました。この委員辞職は、町のほうでは分からないというお答えでしたけれども、私が聞いているのは、要求した資料が出なかったから辞めたと私は聞いています。結果的に第三者委員会は1年4か月要しました。昨年の6月ですから、スタートしたのが。議会は10月31日、実質11月1日からスタートをして8か月かかりました。この時間を要した大きな要因、これは後にも先にも役所の書類がないということなんです。肝腎なメールがない、肝腎な書類がない、町長も廃棄については認めました。ただそれが公文書かどうか、それは分からないとあなたはおっしゃった。本来あるべき書類がない、業者とやり取りしたメールがない、組織的隠蔽だと我々は思っています。この事実が、実はあなたの任期の1か月前にしかあなたの処分案が出てこないと大きな要因なんです。根本は、仕事をした書類、本来は残っているべきなんです。これが大きな原因ですよ、ここまで延ばした。お答えください。

議長（佐藤定男君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

今回のこの第三者委員会の報告書が提出されるまでの期間については、今、議員がおっしゃったとおりです。ただ、委員3人のうち2人が辞職をしたこと、その理由を

町側は一身上の都合としか本人から聞いておりません。議員がおっしゃったこと、それが本当なのかどうなのかといったところも、町のほうでは把握しておりません。また、委員2人が辞職をした後、後任の委員が決定されるまでの間、9月から12月までの間、一切この第三者委員会は開催をされておられません。この期間、この開催されなかった期間が、後々9月の報告書の提出といったところに結果的に及んでいるのではないかというふうには捉えているところでもあります。文書がない、あるいはメールがない、ただそれだけで今回この第三者委員会の報告書の上申までの時間を要したというふうにはなかなか捉えにくいのではないかと思います。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3 番（佐藤 孝君） 事実関係だけ言っておきますけれども、我々が百条委員会を通じて18名の方々を呼んでお越しいただいて証言をいただきました。これは準備をするのに当然時間かかるわけですよ。資料を集めなくちゃならないから。その資料がないから結局時間がかかったわけです。第三者委員会は、私たちが行った百条委員会の証人喚問の議事録、参考人招致の議事録、全て持っていています。委員の質問資料も提出をしました。言っていること分かるでしょう。資料がないからここまで延びたんですよ。そうではなかったら、我々8か月のところ、結果論だと言われればそれまでですけども、半年で終わったはずですよ。その事実関係だけは申し上げておきたいと思っています。

議長（佐藤定男君） ほかには質疑ありますか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

議長（佐藤定男君） 小林聖治君。

10 番（小林聖治君） 私は、この議案に反対の立場から討論いたします。

今回の救急車開発事業は、国のつくった企業版ふるさと納税の悪用であり、ふるさと自治体と民間企業をつないだ画期的な制度に対する冒瀆であり、国や県からの信用失墜は重大な問題であります。町長には、これ以上、国見町の名をおとしめ、町民を愚弄するような振る舞いはやめていただきたい。先週金曜日に公表された前代未聞の職員の大量処分は、一連の救急車問題が町ぐるみの不正であったことを公に認めたものです。町長は、昨年の町民説明会で、また、議会の場においても町とワンテーブルとの契約に瑕疵はない、仕様書は町が作成してワンテーブルは関与していないとの説明を言い続けてきました。さらに、町長は令和4年9月議会で我々議員に対してこう述べられました。いいですか。「議会での発言は真実でなければならないということです。行っていないことを行ったという、なかったことをあったという、根拠が不確かなことを確かなことという。これらは故意、過失の別なく論外です」と述べた上で、「行政、議会、町民への不誠実が認められた場合は、発言者の処分や辞職があるべき」と述べています。政治家は言葉が命です。今こそ町長は自分自身の言葉を自ら

実行するべきではありませんか。議会が求めているのは、町長自身が自らの言葉で述べたとおりの責任を果たすことです。この議案第75号について、町、行政の最終決裁者である町長自らの処分内容に私は納得できません。詭弁を用いて町民を欺き、同情を買おうとしているのであれば、町民はそれほど愚かではないと申し上げ、反対討論といたします。

議長（佐藤定男君） ほかに討論ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 討論なしと認めます。

これから議案第75号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立少数）

議長（佐藤定男君） 起立少数です。

したがって、議案第75号は否決されました。

◇

◇

◇

◇町長挨拶

議長（佐藤定男君） 以上で、本臨時会に付議されました議案の審議は全部終了いたしました。

町長よりご挨拶があります。町長。

町長（引地 真君） 令和6年第6回国見町議会臨時会の閉会にあたり、挨拶します。

議案審議の過程において出された意見等については、しっかりと心にとどめ、その責任において熟慮熟考し対応することといたします。

議員諸氏には、今後も町政進展、町民福祉の向上のための施策にご理解の上、出精されるよう切望するとともに、これまでの高規格救急自動車研究開発事業、この事業について改めておわびを申し上げ、閉会の挨拶といたします。

◇

◇

◇

◇閉議及び閉会の宣告

議長（佐藤定男君） これをもって本日の会議を閉じます。

令和6年第6回国見町議会臨時会を閉会いたします。

本日はご苦労さまでした。

（午前11時03分）

会議の経過を記載して相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年10月15日

国見町議会 議長 佐藤 定男

同 署名議員 松浦 常雄

同 署名議員 佐藤 多真恵